

# 社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 部会規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人酒田市社会福祉協議会定款第34条第3項の規程に基づき、部会の設定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (部会の名称、部会員の定数及び所管)

第2条 部会の名称、部会員の定数及び所管は、次のとおりとする。

- (1) 総務財政部会 定数13名以内  
総合企画、予算、決算に関する事項
- (2) 地域福祉・ボランティア部会 定数13名以内  
福祉のまちづくり、地域福祉ネットワークづくり及び地域福祉活動に関する事項並びにボランティア活動の推進に関する事項、広報発行に関する事項
- (3) 共同募金部会 定数13名以内  
赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の実施及び配分並びに災害義援金に関する事項
- (4) 介護保険部会 定数13名以内  
指定訪問介護事業、指定通所介護事業及び居宅介護等事業に関する事項

## (部会員の任期)

第3条 部会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 平成20年4月1日現在の部会員の任期は、前項の規定にかかわらず、平成21年5月31日までを任期とする。

## (部会員の選任)

第4条 部会員は、理事及び評議員の中から会長が理事会に諮って選任する。

## (部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長1人及び副部会長1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選による。

3 部会長及び副部会長の任期は、部会員の任期による。

## (部会長及び副部会長の権限)

第6条 部会長は、部会を代表し、部会を統括する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(部会の会議)

第7条 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長が部会を招集する場合は、あらかじめ会長の承認を得なければならない。

3 部会長が不在の場合は、会長が部会を招集し、その議長となる。

(合同部会)

第8条 合同部会は、第2条に規定する2部会以上の部会長により会長に対し要請がある場合又は会長が必要であると判断した場合に会長が招集する。

(補則)

第9条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。